

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（改訂版案）への意見

塩野義製薬株式会社 取締役副会長

関西経済連合会 副会長

澤田 拓子

今回示された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」2024 年改訂版案について、大きな方向性について支持したい。今後、本改訂案に沿って施策を進めるにあたり、ご配慮いただきたい点について、以下申し上げる。

1. 新しい資本主義実現会議に関する考え方と進め方

- 実現会議が取り組む社会的課題は非常に多岐にまたがっており、実現会議は各審議会や専門会議と密に連携を取り、司令塔としての役割を発揮することが重要である。
- 新しい資本主義に向けた経済・社会システムの前提となるのは、マルチステークホルダー資本主義に基づく企業の中長期的視点での経営であり、戦略全体の底流に据え、実際に障害が小さくなっているか否かのモニタリングをしつつ実効性のある施策を進めて行くことが望まれる。
- コーポレートガバナンスにおいても、実質を伴ったガバナンスの追求、多様なステークホルダーを重視した中長期的視点での経営という視点が重要であり、かかる視点に立ってコーポレートガバナンスのあり方を見直す必要がある。
- また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（改訂版案）の P18 に、グローバル・スタートアップ・キャンパス構想は、東京に創設する拠点を中心にする旨の記載があるが、BCPの観点から東京のみに拠点が集中することは健全ではない。地方都市も含め多極的に拠点を創出することを是非進めて頂きたい。
- 加えて、投資の推進やコンテンツ産業活性化戦略等を進める上では、国内で創出された知的財産が海外にて不正利用されることがないように、知的財産の保護にも目配りをお願いしたい。

2. 労働者の賃上げ定着、三位一体の労働市場改革の早期実行

＜構造的賃上げ＞

- 今年の春季労使交渉では、各社、昨年を上回る前向きな対応が取られた。この賃上げの流れを定着・強化し、「成長と分配の好循環」につながる「構造的な賃上げ」を実現していく必要がある。そのため、とりわけ、中小・小規模企業への支援強化が重要となる。価格転嫁は着実に進みつつある状況ではあるが、コストや労務費の転嫁を適

切には進められていないという声も上がっている。価格転嫁の浸透に向けて官民を挙げて取り組むことが重要であり、政府としての継続的な取組をすべき。関経連として「パートナーシップ構築宣言」の推進をはじめ、なお一層の企業への理解促進、行動変容促進に努めていきたい。

- また、構造的な賃上げには、リ・スキリング等による労働者自身の能力向上と労働者の能力を待遇面で適切に評価する仕組みが必要であり、「三位一体の労働市場改革の指針」に記載された内容を推進していくべく、スピード感を持った対応をお願いしたい。

＜リ・スキリング＞

- 若年層を中心に個人のキャリア観が多様化するなかで、働く人のキャリア自律を促すためにも、リ・スキリングの環境整備を進めていくことが求められている。
- 海外との競争を考えると、今後必要となる科学技術領域や必要能力などのリスト化、明示化をするべき。また、専門性だけではなく、環境の変化を見通す視野の広さや柔軟性、周囲を巻きこむ人間力なども必要である。
- 働く人のスキルアップに向け、官民をあげて、スキルマップの作成やリ・スキリング支援に取り組むべき。また、大学や高等学校、高等専門学校などにおけるキャリア教育を充実させていくことも重要であり、キャリア教育を実施できる人材の拡充や教育現場への支援体制を強化すべき。
- 企業においては、働き手に求めるスキル要件の明確化や能力開発・キャリア形成を支援する人材育成施策の充実、社内F A制度や社内公募制度をはじめとした多様な成長機会を提供するとともに、それらを社内外に“見える化”するなど、働き手のやる気に火をつけるような取組が必要である。こうした取り組みを進めることで、必然的に労働移動の円滑化が進むと考えられる。

3. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

＜事業承継・M & A＞

- 中小企業やスタートアップにおける事業承継・M & Aを円滑に進めるため、例えば事業承継税制における役員就任要件を恒久的に撤廃するなど、税・財政面での支援を進めてほしい。

＜スタートアップへのマッチング支援の強化＞

- 社会課題の解決に向けてはインパクト投資の拡大に官民で取り組み、スタートアップ

をはじめとするプレーヤーを支援していくことが重要であり、認証制度やマッチングの枠組みを整えることが不可欠である。

- 本年9月に大阪駅の北側に先行まちびらきする、うめきた2期地区開発プロジェクト「グラングリーン大阪」では、イノベーション拠点が整備され、官民連携のもと事業を推進する。関西では、うめきたを新たなハブとしてエコシステムの構築に取り組んでいる。
- こうした中、京阪神を含む全国の拠点でも成果を上げている「グローバルスタートアップエコシステム拠点都市」制度が本年度末に期限を迎える。令和7年度以降も本制度を継続・充実させ主要都市におけるエコシステムを強化する取り組みをお願いしたい。

4. 投資の推進

〈大阪・関西万博〉

- 万博開幕まで1年を切り、万博の成功に向け、様々な準備の総仕上げを行うべき非常に重要な段階を迎えている。万博基本計画や「2025年大阪・関西万博アクションプラン」を着実に推進していくなど、政府にはなお一層の取り組みをお願いしたい。
- 特に、政府には、大阪・関西万博のさらなる機運醸成とともに、万博を日本の科学技術を世界に対して発信する場としてフル活用し、万博を通して展開される先端的な技術・サービスについて、万博後の社会実装を見据えた後押しを進めていただきたい。

5. GX・エネルギー・食料安全保障

- 地球温暖化抑制対策は議論されてきたが、これまであまり議論されていなかった確実に進む地球温暖化により発生する課題対応についても検討すべきと思われる。特に日本の強みである農産物の品種改良（遺伝子編集も考慮）や防虫（蚊やダニ等）を含めた感染症対策はグローバルに対しても貢献できると考えられるため、今後強化していくことを検討してもらいたい。

6. デジタル田園都市国家構想の実現

- デジタル田園都市国家構想を先導することが期待されているスーパーシティの実現に向けては、その対象となる大阪市において、夢洲・うめきたを中心に未来社会の先行実現に向けた取り組みを進めているところである。
- 政府におかれても、最先端技術の実証・実装に向けた支援をいただいているところであり、今後とも、幅広い主体における「実装を見据えた果敢な挑戦」を後押しすべく

「規制改革実現への関係省庁の連携」及び「財政面での支援」などにおける取組みの強化をお願いしたい。

- また、都市間のデータ連携のための基盤や仕様を可能な限り標準化すると共に、例えばスーパーシティやデジタル田園健康都市等におけるデータ連携の好事例を共有する等、各都市の取組のシナジーを発揮し、わが国全体の競争力強化に資する環境整備を推進いただきたい。

7. 資産運用立国の推進

〈金融資産特区〉

- 資産運用立国実現プランにおける金融・資産運用特区の創設に関しては、金融・資産運用特区実現パッケージの公表、および大阪府・市が提案していた「未来社会の実現に向けたチャレンジ特区」が認定された。
- 今後も産業の発展やスタートアップエコシステムの構築、資産形成の厚みの増強など、世界から投資・企業・人材を呼び込む国際金融都市 OSAKA の実現に資する取り組みへの後押しをお願いしたい。

〈スチュワードシップ活動の実質化/アセットオーナー・プリンシプル〉

- アセットオーナーは企業の中長期的な成長を重視するという視点を持つべきである。アセットオーナーを含めた投資家と企業の建設的な対話が重要ではあるが、現状ではチェックボックスを埋めるような機械的な株主総会議決権判断にとどまることが多く、説明内容に踏み込んだ評価を実施する人的余力に欠ける見方がある。アセットオーナーを含めた投資家の建設的な対応を促すには、事業とファイナンスの深い知見を持ったエンゲージメントの担い手を増やしていくことが最優先課題であると考えており、そのような趣旨を盛り込んだアセットオーナー・プリンシプルを整備する必要がある。

〈有価証券報告書の株主総会前開示〉

- 有価証券報告書の株主総会前開示の議論は、関連制度や実務に関する様々な課題を整理しながら慎重に検討すべきである。例えば、会社法の事業報告等と金商法の有価証券報告書の重複開示の問題が解決されていないことや、政府審議会などでも一案として議論されている「株主総会を後ろ倒しで開催する」といった手立てを講じる場合でも、時期によっては第1四半期決算作業と重複するといった問題がある。そのため、株主総会を後ろ倒しにする際には、第1四半期決算短信を任意化することと併せて行うなど、関連制度や実務全体を踏まえた上で企業の実務負担が増加することないように

な制度設計を検討いただきたい。

＜大量保有報告制度＞

○わが国では、複数の投資家が、上場会社の株式を短期間に協調しながら大量に買い上がり、対象会社の経営陣の入れ替えを図るような事例がある。その際に大量保有報告書の提出遅延、保有目的などの虚偽記載、「共同保有者」の不記載といった違反行為が見られ問題となっている。よって、わが国でも英仏独等の規制を参考に大量保有報告制度に違反して株を買い占めた場合の株主提案は認めないといった踏み込んだ規制が必要と考える。

＜自社株式の社員への無償譲渡＞

○自社株式の従業員への無償交付を可能とする方針が示されていることを歓迎したい。
自社株式の従業員への譲渡は、企業の人材確保に資すると共に、企業の中長期的な成長の果実を従業員の資産形成に還元することにつながる。また、従業員を株主に加えることで、企業の株主構成に多様なステークホルダーを包含することになり、マルチステークホルダー経営を後押しする環境整備に資する効果も期待される。是非、法律や税制の整備を進めていただきたい。

以 上